

令和5年度 第2回 海老名市環境審議会 会議録

日時等	令和5年7月27日（水）13時30分～		
案 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ [報告事項] 事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて (審議) ・ [報告事項] 自然緑地保存樹木の枯死について ・ [報告事項] 空間放射線量測定に係る測定頻度の変更について ・ [報告事項] 生ごみ処理機職員アンケート結果について ・ [報告事項] 高座清掃施設組合における事業系一般廃棄物搬入手数料の引き上げについて ・ [報告事項] 事業系ごみ減量化取組み報告について ・ [諮問事項] 事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて (答申) 		
出席委員	氏家委員、村山委員、井上委員、太田委員、大橋委員、里村委員、清水委員、藤田委員、森島委員、山谷委員 計10名		
公開の可否	公開	傍聴者数	0名
幹 事	金指経済環境部長 吉沢経済環境部次長 小野寺環境政策課長		
事務局・説明者等	環境政策課：杉浦係長、寺本係長、 小宮主事、岡村主事（事務局） 都市施設公園課：小菅係長、小川主事		
結 果	<p>[諮問事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて 結論：原案のとおり了承 		

1 開会 (進行：環境政策課長)

2 会長あいさつ

3 議事 (海老名市環境審議会条例第7条第1項に基づき会長が議長となる。)

・傍聴希望者：0名

(1) [報告事項] 事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて (審議)

〈資料1〉

委員 A： 上限規制をされているが、どのように考えているのか。

環境政策課： 廃掃法の7条の12項に規定があり、収集運搬業者が受け取れる金額が、条例で定める金額を超えてはならないという規定がある。その規定に基づき上限規制をしている。海老名市では、1kg当たり42円を上限額とし、それを前提で見直しを行いたい。

委員 A： 果たして上限規制が必要なのか。最近の多摩地域などの情報では、収集運搬業務の上制限を無くした。このような方向性になってきている。そもそも法律で規定されたというのは、競争原理が十分に働かない状況が昔あったということである。特に競争原理が働かず、不利益を起す可能性があるのは対抗力が弱い零細事業者だろうと思う。大きなところは逆に排出事業者の方が力を持っている。かつて問題にされたのは買い叩きである。安く値下げを求められ、更には他の事業者に替えるということがあった。海老名市の制度で問題だと思うのは、1日10kgほどしか出ない零細事業者についての制度がない。事業者が排出者責任、自己処理責任を果たせるよう、多摩地域の多くは、家庭ごみ指定袋の他に、零細事業者向けの収集を市で行っている。ただし、家庭ごみの手数料よりは3、4倍高い。戸別収集の中で、家庭ごみと一緒に同じ車両で収集している。集積所収集の時は、家庭ごみ排出のための集積所となるが、ここに事業者が排出しており、これは実際に相当な割合である。一定の制度上、工夫している横浜市のようなところもある。店舗兼住居の場合では、戸別収集の際は家庭系の指定袋と、中小事業者対応の事業用指定袋の両方の

ごみが排出される。海老名市のように、零細事業者用の指定袋がないと、家庭ごみの指定袋に事業系ごみを入れて排出される。行政としては見過ごせないため、確認すると思うが、その排出事業者にとっても、市にとっても良くない状況がある。多摩地域で、その事業用の指定袋を導入していないのは、西東京市と東久留米市の2市である。西東京市は、家庭系の指定袋に事業系ごみが入っているという状況がある。家庭ごみを有料化する時に事業用の指定袋制度を導入したほうが良かったのではないかと。競争原理が十分働いていることが前提となるが、このような形であれば上限規制もいらぬのではないかと。この後の報告で搬入手数料も段階を経て値上げされるが、現状この値段まで上げられたら、これは多摩地域のレベルに非常に近い。原価に近づいているので、良い方向に向かっている。中小と地域を育てるためにも、十分制度を強くしていただきたい。

環境政策課：

上限規制に関しては、専門部会に収集運搬業者の業者さんが特別委員としており、現実を一番知っている。上限規制の部分は、収集運搬業者として生業を成り立たせないといけない話も出た。私達もここに関しては、専門部会で初めて知った部分も非常にある。今回この総括の欄外にコメントを追記したのは、そこから来ている。薄っすらとしている印象を受けられるかもしれないが、実際に10kg満たない量を排出される小規模排出事業者、kg単価で計算すると非常に安くなる。やはり収集運搬業者は1回行くだけでもお金はかかる。1回行った重さの金額設定よりも、1回行ったらいくらという設定をするケースが非常に多い。安ければその金額帯が安くなるかということ、そうではないという話もあった。このようなことを受け、上限規制の考え方をどうすべきか、専門部会で議論いただく意見を踏まえながら今日まで色々と考えてきた。そこに関してはアプローチをしていきたい。最近だと東京都の小平市が上限規制廃止したことも、月間廃棄物という冊子で確認をしている。そういった自治体があることも承知の上で、海老名市としてどうすべきか考えていきたい。

事業系の袋については、確かに他の自治体でも取り入れている。神奈川県では大和市が事業系の袋を取り入れていることは承知している。実際に有料袋に店舗兼住居の方

が排出しているのを現場で指導している。適正排出となると、事業系ごみの量が少ないことから、受けてもらえないという話も聞く。収集運搬業者も量が出ないと契約がしづらいというのも現実であり、専門部会でも話は出た。そういったことから、事業系のごみ袋を作成し収集する話も1つ施策としてあることは承知している。これを集積所なのか、店舗の前で収集するのか色々な収集方法があるので、そこも踏まえて考えていく必要がある。事業系ごみはどちらかというと減量化の方向にシフトしている部分もあり、今回の搬入手数料の話もあるが、やはり適正排出も重要な要素ではあるので、そこも合わせて今後検討していきたい。

委員 A : 昔 LP ガスの価格規制があった際、透明化するという企画を考案したことがある。標準的な料金消費をホームページ等に自主的に載せ、消費者が安心して取引できるようにする。これはあくまでも標準的な料金であって、色々な状況に応じて細かなサービスもありうる。色々な形も LP ガスに習えばあり得るかと思う。上限を規制するのではなく、もっと緩やかな自主的な取り組みを促すような形が良いと思う。

環境政策課 : 標準価格は非常に重要で、一般的な価格が分かると排出事業者も自分が契約している内容はどうなのか見えてくる。よくある話では、収集が週 2 回、3 回と収集回数が多いこと、事業所の場所がどこにあるか。市内にある事業者だと市内は回りやすいが、例えば平塚市から来ている事業者だと、ガソリン代もかかるため、変わってくる要素がある。そういったことも踏まえて、標準価格について考えていきたい。

委員 B : 要は会社や事業所が事業系一般廃棄物を排出する際の手数料が収集運搬手数料の部分だけ原価下ということか。実際は事業者が事業系の一般廃棄物を排出する際は、収集運搬業者と契約書を取り交わして適正に排出するという事で、その時の単価だけを見直しするという審議なのか。後から出てくる高座清掃施設組合は、事業者がここへ持ち込む際とは別か。

環境政策課： 1 kgあたり 42 円を条例で定めている。この金額には焼却施設まで運ぶための金額と焼却する金額がある。焼却の金額は現状 25 円となっている。42 円から 25 円引いた 17 円が運ぶための金額と設定されている。この 25 円もこの後の話になるが搬入手数料の引き上げが行われることも決まった。令和 6 年 4 月に 30 円、令和 8 年 4 月に 35 円。この金額が変われば、当然その上限部分も上げざるを得ない。審議いただいているのはここの部分である。焼却料金の部分は、海老名市ではなく、高座清掃施設組合という別の組織で判断する。市できるのは、17 円の部分を審議すること。金額設定は、焼却費用が 25 円、17 円を足した 42 円を収集運搬業者が排出事業者に取れる上限となっている。これを今回の諮問、答申の結果として 7 円上げることで 17 円から 7 円プラスで 24 円が今回の提案である。高座清掃施設組合が段階的に金額を上げ、25 円が 5 円プラスという形になる。そういった経過を経て、収集運搬部分だけご審議いただいている。

委員 B： 廃掃法で、その上限を超えてはならない。排出事業者はこれを守らなければならないが、先ほどのご指摘は市の集積所に事業系一般廃棄物の袋に入れて排出することを進めると良いという理解で良いか。また、収集運搬経費の中身で、主なものは燃料代や人件費か。

環境政策課： 原価計算をするにあたり、収集運搬経費の打ち分けですが、人件費で収集運搬にかかる歳出と書かせていただいている。車両にかかる経費は、車両のリース経費、燃料費、車検費そういった類もかかってくる。そういったものを踏まえて、市でお金を捻出しているものを総じて、この収集現場にかかる歳出としている。昔はリースではなく、実際に車両を購入しているため、減価償却価値も踏まえた上で歳出をしている。ただ、当時入っていなかったもの、差し引いた方が良く考えたものに関しては、整理して最終的に出た経費を 5 年間の平均で割っている。

委員 B： ガソリン代が上がっているのも、一番大きいのは燃料費か。

環境政策課： 燃料費はどうしても上がっている。リースをかけるにしても、昔より少し上がっており、全体的に見ると上昇傾向にある。

(2) [報告事項] 自然緑地保存樹木の枯死について〈資料2〉

委員 C： 急に枯れてしまったということか。

都市施設公園課： 突然ではなく、前から気になってはいたが、台風のシーズンを前にしてそろそろ伐採した方がいいのではないかとこのところで連絡をいただいた。

委員 C： この樹木は相当年を重ねている。

都市施設公園課： 当初指定が平成7年になるので、30年満たないくらい指定されていた。

委員 C： 保存樹木は大切だが、剪定等の取扱いが足かせとなっている面もあるので、迅速な対応をすることは良いと思う。

(3) [報告事項] 空間放射線量測定に係る測定頻度の変更について〈資料3〉

委員 B： 資料③の経緯のところから3行目、暫定基準値を超えた放射線量を検出した地点とあるが、この地点はどの場所か。

環境政策課： 当時、市内小学校、保育園のホットスポットと言われる水がはけるところに、全国的に落ち葉等に高い放射線量が出ているということがあった。そういったところで主に門沢橋小学校が多かったと聞いているが、具体的な場所については記録が残っていない。

委員 B： 市内9カ所を定点としたとあるが、この9カ所は暫定基準値を超えた地点が含まれているかは分かるのか。

環境政策課： 9カ所は2km×2kmの熱線にしている。

委員 B： 消防署のところに基準を超えた土壌を保管していて、保管場所については、表に記載がある C 棟保管庫内ということか。

環境政策課： 消防署南分署訓練棟があり、そこで保管している。こちらの訓練棟は、一般市民が立ち入らない場所となっている。

(4) [報告事項] 生ごみ処理機職員アンケート結果について〈資料4〉

委員 C： 基本的にこれは堆肥を作るものか。他にも種類があるのか。

環境政策課： 生ごみ処理器は大きく分けて、電動式と非電動式がある。堆肥化するものは非電動式でコンポスト、電動式は温風等で生ごみを乾かし軽量化するものとなる。

委員 C： 電動式の消滅型というのはどういうものか。

環境政策課： 電動式の中でも残渣が乾いたものだけではなく、1年、2年に1度くらいで残渣が増えて取り出すといった残渣が残りにくいものがある。そういったものが消滅型というものとなる。

委員 C： コンポストは堆肥の使い道がないと、なかなか使おうとは思わない。電動式は、ごみは減るがエネルギーを使う。ごみの減量という1点だけには良いが、エネルギー消費があるので、電気料が高い時は考えるところがある。単純に良いことと言えるか疑問に思う。

環境政策課： ごみの減量というところの要素として、市としては、個人宅というよりは、市域全体で焼却炉の状況も見ていく必要がある。焼却炉で水分が多いごみというのは燃焼効率が非常に悪くなる。そういったところで非常にエネルギーを使ってし

まうことになる。私達も実際に実験をして、乾燥型を使用したところ重さも容積も含めて大体5分の1ぐらいに減った。生ごみ処理機の乾燥型を使っただくことで、乾燥した生ごみ、燃えやすいものが焼却炉に入ることにより、負荷のない状態でごみが焼却できる。そういったものが増えていくことで、焼却炉で発生するエネルギーが減少される。比較したことはないが、こういった要素も踏まえながら、生ごみの減量化の選択肢として、皆さんに提案させていただいている。

委員 C : 全体像が示されていて、それでも個人で焼却炉に負荷をかけず、自分の費用で減量するということだが、個人の考えもあるので難しい問題にも感じる。

経済環境部長 : 有料化に伴って、私も乾燥型を使っている。生ごみが5分の1ほどになる。花壇や庭に穴を掘って、そこに全部入れている。そうすると生ごみが一切出ない。分別して残るのは僅かなごみになってくる。市民の皆さんが減量化に貢献してくださるだけありがたい。乾燥型でも確かに電気料が高いというのもある。コンポストだと3箇所ほど穴を掘っておく。全ての穴が埋まる頃には、最初の穴は土になっている。使ってみると非常に良いものだと感じた。その土を花壇等に入れると役に立つ。今は省エネ化なので、製品自体が電気料やコスト面でも安くなっていると感じる。アンケート調査の結果で場所がないと記載があるが、電動式であれば勝手口の脇やキッチン的一角にも置けるような小型なものも出ている。三角コーナー等から生ごみをすぐに入れられるので、便利に使える。

委員 C : 水分を減らして、結局それを廃棄するということか。

環境政策課 : 廃棄することも当然あるが、先ほどの話にもあった通り、土の栄養に変えることもできる。家庭の状況にもよるが、プランターがあればそこへ入れていただく等、ごみを出さないという選択肢はある。

委員 C : プランターがある方はマンションでもできるということだが、使い道をどうするか、堆肥を作って、誰かが引き取ってくれるのであれば、生ごみ処理機を使っても良いと思う。

委員 D : 生ごみ処理機を体験できるような貸出システムはあるのか。

環境政策課 : 事業系ごみの減量化のために、事業所、飲食店を中心にはなるが、貸出し制度ができる仕組みができています。これを職員でまず試して、その後に市民の方々にモデルとして順次広げていく方法はある。

委員 D : 実際に体験して、生ごみ処理機の良さを知ってもらい、使ってもらえるよう、きっかけとなる制度にしてもらいたい。

環境政策課 : そこも含めて検討させていただく。

委員 D : 生ごみ処理機の使い方や良さを動画で発信して欲しい。まず体験して、生ごみ処理機を購入する流れとなるのが望ましい。

環境政策課 : 先ほどの貸し出し制度だけではなく、購入費の補助制度もある。購入費の75%で、電動式は上限5万円、非電動式は上限2万5千円の補助となっている。この制度を利用させていただくと、比較的安価に購入ができる。

委員 E : 利用しない理由のところで臭いが心配とあるが、利用することで臭いや虫の発生を抑えることができるので、そこについては良いと感じる。生ごみ処理機を使うことにより、5分の1ほどになる。それを庭に撒ければという話があったが、出来なかったとしても毎週出していたごみが、減量したことにより、ごみ出しの回数も減る。臭いが無くなるので、家の中に置けるので良い。

環境政策課 : 電動式も昔より密閉度が非常に高くなっている。今まで申請をされた方はそれを外に置きたいと、外にコンセントを引く等の話も聞いた。しかし、最近では家の中に置く方も増えてきている。非電動式のコンポスト等で臭いの心配される方もいるが、最近コンポストは防虫剤や脱臭剤を付けられる工夫された製品が出ている。この臭いや虫の問題も、製品の案内をすることにより、理解を深めていける。そこも含めて周知

させていただく。

(5) [報告事項] 高座清掃施設組合における事業系一般廃棄物搬入手数料の引き上げについて〈資料5〉

(質疑等なし)

(6) [報告事項] 事業系ごみ減量化取組み報告について〈資料6〉

委員 B : 資料の9ページ、右下の表に、新契約、早朝夜間収集、土日・祝日の収集にそれぞれ丸等が付いているが、どのように見ればよいのか。

環境政策課 : 丸がついているところは業者が出来るもの。表の上段で見ると、新規契約と少量排出・不定期収集については相談が必要となる。土日・祝日と臨時収集は出来るが早朝と夜間収集は出来ないという見方となる。収集運搬業者もある。新規契約と少量かつ不定期収集等は相談にはなってくる。

委員 B : 横の欄が収集運搬業者のどういうことに対応できるかということで、業者を伏せるのは良いが、具体的な業者を A 業者や B 業者等にすれと分かりやすい。その一覧表は提供しているのか。

環境政策課 : 今まではこの表自体も無かった。50 社ある中で、闇雲に電話をかけ断られたという話も聞いていた。ある程度絞り込みができるよう、選択肢を増やした方が排出事業者の負担削減ということで作成し、一覧表を提供している。

委員 A : 7 ページの多量排出事業所指導で、規制対象にする事業者の基準が延べ床面積 3,000 m²以上というビル管理法で、そこを指導対象にする方法と、海老名市のように多量に排出した事業者を指導対象とする方法があるが、ごみの報告方法はどのようにしているのか。

環境政策課： 収集運搬業者が金額設定をすることもある。収集運搬業者が排出事業者の排出量を把握しているのも、実績報告を毎月提出いただき、そこから導き出している。

委員 A： 町田市はマニフェストを受け取る方法をとっている。許可業者から情報収集している。許可業者については、講習会もしている。講習会は業者も大切だが、廃棄物管理責任者を指導することが重要である。これについてはどのようなになっているのか。

環境政策課： 廃棄物の管理責任者ということで、排出事業者に責任者を設定させていただいている。多量排出事業所の訪問指導する際には、その方に対応していただくようお願いをしている。

委員 A： 計画書の作成はほとんどが管理責任者なので不十分だと思う。廃棄物管理責任者は何年かに一度、交代をする。これまでしっかり取り組んできても、申し送りが出来ないという意味がない。新たに規制対象にされた事業者は特に重要だと思う。廃棄物管理責任者講習は非常に重要なので、講習会を開催していただきたい。家庭系などで廃棄物減量と推進という制度があるが、何をしたら良いか分からない方が多い。廃棄物管理責任者こそ講習会をするべきである。特に組織的な取り組みをすることは非常に重要。大きな事業所だとオーナーに廃棄物管理責任者を選任してもらう場合がある。テナントの店長を集めて、店舗ごとに目標値を設定させている。市からそういったことを全く指導しないと、廃棄物管理責任者は何をすれば良いか分からない。年に1回は講習会を開催して、焼却施設やリサイクル施設を見学すれば排出事業所も意識が高まる。

委員 C： 良い取り組みだと思うが、責任者がいるのであれば、交流会を開催して、自社の工夫している所等を共有することも可能である。業種も様々なので、どのように対策をすれば良いか、話し合うことが出来れば、評価もしやすくなる。

委員 A： 港区は規制対象の事業所を半年間で全て訪問指導をするということの相談を受けた。これは職員だけでは出来ない。

コンサル会社をプロポーザルで選定した。ホームページに議事録、結果も載るので、ぜひ見ていただきたい。おそらく23区で多量排出事業者が一番多いと思う。港区のホームページに廃棄物管理責任者向けの講習会の動画が載っている。講習会に出られなかった人等、いつでも見ることができるようになっている。海老名市版も講習会等を含め作成すれば、責任者の方へ取り組みを示せる。ぜひ参考にしていきたい。

環境政策課： ホームページを拝見させていただき、参考にさせていただく。行政だけでは、正直難しいと感じているところである。民間も踏まえながら、今後は考えていく。

委員 A： 民間を考えるにしても、職員がいないといけない。職員は1人で十分だと思う。職員と一緒に、記録を取る等も含めて事業者へのアドバイスをしていけると良い。そのような形で民間活用を考えていただきたい。

委員 F： 管理責任者はどのようにして義務付けられているのか。

環境政策課： 海老名市では、この多量排出事業者にあたる要件がある。月1トン以上、年間で12トン以上になる業者は、多量排出事業所と位置付けをする。その多量排出事業所が何社あるかを特定させていただく。ただ、今ここに挙げている約90社あるが、全部は訪問できない。基本方針では3年に1度で回れるような計画にすることで30社を回る。この多量排出事業所には減量化計画書を提出していただく。条例で廃棄物管理責任者を設定するよう定めている。

委員 F： 資料の写真をみると、産業廃棄物のようなものが見えるが、区分けはされているのか。

環境政策課： 実際現場に行くと、産業廃棄物と一般廃棄物の区分けはされている。ただ、ごみ置き場になるような場所では色々な物が出てくる。業種・業態によって異なる部分は大きいですが、ブロック等で仕切っているところもある。資料に載っている集積所に関しては、産業廃棄物も一般廃棄物も同じところに集めて、区分けはされていた。

(7) [諮問事項] 事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて (答申)

〈資料6〉

(質疑等なし)

4 副市長あいさつ

5 その他

6 閉会・副会長あいさつ

— 散 会 —